

桂川町農業委員会第1回総会議事録

1 開催日時 令和8年4月10日（金） 午後3時30分～

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席委員 12名

正議長	藤 春 郁 夫	5	藤 川 房 信	最適化推進委員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏	1 1	久 保 正 隆
1	池 部 稔	7	山 邊 俊 明	1 2	金 田 幸 久
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男	9	中 嶋 和 幸	1 4	樋 口 重 徳
4	林 英 明	1 0	原 中 壽		

4 欠席委員 0名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第 3 号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)議 案 第 4 号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- (5)報告事項 第 1 号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (6)報告事項 第 2 号 農地改良行為届について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横 山 龍 一
 係 長 秋 本 祐 也
 主 査 滝 本 直 美
 書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和8年度第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和8年度第1回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中12名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を4番 林英明委員 10番 原中壽委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
議長	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
事務局	補足説明です。譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の社長です。今回は農地法第3条での手続きです。3条で農地としての活用ですから、今後の予定を確認いたしました。米を作るとの事です。
議長	それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。 耕作意欲のない人は土地を購入する事が出来ません。そのような事がありますので、課長に確認をお願いしました。

高 嶋 委 員	トラクター等はあるのですか。
事 務 局	トラクターは所有されています。
議 長	トラクターだけですか。
事 務 局	申請書類にはトラクターのみになっています。
議 長	田植等は別の人にしてもらう事になるのですか。
事 務 局	申請時に農地法第3条になるのでご自身で耕作をと伝えて、了承をしております。 今までは5条の転用手続きが多かったです。今回は3条という事でこれまでのケースとは違ってしています。この土地は転用が出来ないという事も、申請時には説明をしています。3条で引き続き農業をやっていくという事です。機械等ないものがありますが、農業としてこの土地は使っていくという事です。
神 崎 委 員	青地ですか。
事 務 局	どちらも青地です。
神 崎 委 員	地域計画には入っているのですか。
事 務 局	入っています。
神 崎 委 員	転用は出来ないですね。 仮に現状の田のまま重機等を置いた場合、問題はありますか。
事 務 局	その後が心配な所がありますので引き続き確認していきたいと思えます。
神 崎 委 員	事務局の対応は分かりますが現状、トラック、重機を置いたとして置かないでくださいという指導はできるが、強制的に変えさせることは出来ないのでは。
議 長	出来ません。

野上委員	一筆書いておく事は出来ませんか。
事務局	他の方には、そこまで要求しておりませんので難しいと思います。
野上委員	米を作るのであれば、トラクターだけでは作れません。すぐの話なのである程度は決まっている事だと思いますが、そこの所も聞いていれば円滑に進むのではないですか。
事務局	事務局で聞く限りは作りますと言われていますが、機械が不足していますので、心配ではあります。
樋口委員	地元の農業委員にチェックしてもらう形でいいのではないですか。他の方にはしていないのに、この方だけ行うのは問題があると思います。
事務局	地元の農業委員に協力してもらいながら、事務局でも注視していきたいと思います。
議長	違反が無いよう注視していきましょう。
林委員	売買の金額は。
議長	機構を通じていないので金額は分かりません。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり決定しました。 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。担当地区の竹本委員より説明をお願いします。 ○○○○委員がこの案件の関係者となりますので、一旦退席をお願いします。
竹本委員	今回の申請地につきましては4月9日に農業委員会事務局の原田氏立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の○○○○○○が太陽光発電設備として利用する為、農地の転用許可申請がなされております。すでに

		地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので問題はないと判断しております。皆様の審議の程、よろしくお願いします。
議 長		ありがとうございました。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局		【議案書に基づき説明】
議 長		ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
高 嶋 委 員		木の処分はどの位の費用が掛かりますか。
議 長		我々には分かりません。 それではよろしいですか。採決いたします。議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員賛成)
議 長		全員賛成ですので議案第２号は、原案のとおり決定しました。 〇〇〇〇委員 入室。
議 長		続きまして、議案第３号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので報告事項第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出についても事務局より説明をお願いします。
事 務 局		【議案書に基づき説明】
議 長		ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
樋 口 委 員		利用権の事についてお尋ねします。一般の利用権設定と使用貸借との違いは何でしょうか。
議 長		対価が発生するか、しないかです。

事 務 局	12ページの使用貸借③になりますが、贈与で4筆を持っておられますが、農業をしたことがないという事で、使用貸借での利用権設定をしています。
議 長	このような場合は認めてもいいのではないかという話をしたと思います。
高 嶋 委 員	これから先、農機具はないが相続の関係で農地を取得した場合、どの様にしていくのが正しいのでしょうか。何かしらの縛りをつけないと、野放しになると思います。
議 長	県、国の方でも、土地の所有者を迫及し、公示して意見が出なければ、一旦国が預かったようにし、利用権設定をしています。誰かに作ってもらった方が荒れるよりいいのではないかと。
高 嶋 委 員	誰かが作れる農地であればいいのですが、一度放置した土地はどうすればいいでしょうか。
議 長	農家人口が少ないのが問題です。
竹 本 委 員	隣接地が迷惑です。桂川町独自の規約を作って管理をして欲しいと思います。今後、遊休農地が増えていくと思います。
野 上 委 員	保全会で刈ってはどうかという話がありました。保全会に出てくる人も減ってきています。資金はあるが人手がいない。シルバーに頼めない。出来ることを検討してほしい。
高 嶋 委 員	農地を放置する人は大体わかります。保全会の資金を使い管理していたが、数を重ねると苦情が出ます。みんなの会であるのに、一人の農地を管理する形になります。
野 上 委 員	水路でも同じことが言えます。隣接すれば迷惑が掛かってくるので所有者が農業をしないといても、放置できないようにして頂きたい。
竹 本 委 員	桂川町独自の規約をお願いしたい。
事 務 局	農地・水路であれば苦情も含めて産業振興課に話が来ます。基本的には個人の所は個人でという事です。役場で個人の家に侵入して草刈りをする

事は出来ません。屁理屈になるかと思いますが、当人からそれは雑草ではないと言われれば、それまでです。飯塚市、嘉麻市とも相談、協議をしたいと思います。

神 崎 委 員 九郎丸地区にも管理されていない土地があります。農地から外すかどうかを検討していた時に、税務課に農地から雑種地に変更すればいくらになりますかという事で尋ねてみたら、具体的な金額は実際に変更しないと分かりませんという事でした。地権者からこの農地を外した場合、固定資産税はと聞かれても答えられません。農業委員としては、うかつに外したりは出来ないのではと思います。反当り農地から外すと上がりますという金額が知りたいと思いませんか。

議 長 土地によって金額が違うと思います。例えば道路沿いであれば高いとか山の中であれば安いという事ではないですか。

神 崎 委 員 目安みたいなものがあればいいと思います。

樋 口 委 員 減免率というものがあります。それを添付すればよいのではないですか。

野 上 委 員 良い案ではないでしょうか。

事 務 局 地目上、農地であっても現況が宅地に近いものであれば宅地として課税されます。登記上の地目と現況地目が違っていても、実際の使われ方が優先されます。そうでない所もあります。課税されているのが農地または農地ではないのか確認する必要があります。尚且つ農地から変更する場合、どのくらいの面積が変更されるのか、税務課に聞かないと分かりませんが場所・地形によって課税金額が変わってくるようです。その情報を私たちが得られるかという事もあります。

神 崎 委 員 例を挙げて尋ねることで金額とは教えて頂けるのですか。

事 務 局 税務課に確認しないといけません。

林 委 員 横山局長が現場と話し合い、町長も交えて課長会で話し合いをお願いします。変更後でなければ分からないではなく、変更前でも分かるようにお願いします。

事務局	そのことは税務課と協議をさせてください。
議長	それでは採決いたします。 議案第３号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 続きまして議案第４号 令和８年度最適化活動の目標の設定等について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、採決いたします。 議案第４号 令和８年度最適化活動の目標の設定等について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 続きまして、報告事項第２号 農地改良行為届について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。続きまして、その他事項について説明をお願いいたします。 その他事項 ◆ 現況証明について ◆ 令和８年度の農事連絡長・水利組合名簿について ◆ 活動計画について ◆ その他
議長	次回の総会は５月８日（金）に行います。 以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人